

新潟市立小中学校の適正配置について

答 申
(素 案)

平成 年 月

新潟市立学校適正配置審議会

目 次

	1	はじめに	1
国の区分 による校 数削除	2	新潟市の現状	2
	(1)	児童生徒数と学校数	2
	(2)	通学の状況	3
	(3)	教職員配置数	4
	(4)	中学校の部活動	4
通学区域を 課題から移 動	3	学校配置の課題	5
	(1)	少子化の進展	5
	(2)	学校規模によるメリットとデメリット	5
自治協の 懸念事項	4	適正配置の基本的な考え方	7
	(1)	適正配置の必要性	7
	(2)	基本的な事項	7
		学校と地域の協働・協創	7
		通学区域と地域コミュニティ	7
		通学距離・方法	8
		学校規模	8
		学級編制	8
		学校選択制と一貫教育，小中一貫校	8
	(3)	適正規模	9
		適正規模の考え方	9
		新潟市の適正規模	10
		小規模校と大規模校	11
(4)	学校再編で配慮する事項	12	
(5)	検討基準	13	
明 示	5	具体的な適正配置（方向性）	14
	(1)	方向性の考え方	14
	(2)	方向性の具体化	14
	(3)	方向性の概要	15
		本市の小中学校の状況	15
	規模別学校数	15	

6	各区の方向性	16
(1)	北区	16
(2)	東区	19
(3)	中央区	20
(4)	江南区	23
(5)	秋葉区	25
(6)	南区	27
(7)	西区	30
(8)	西蒲区	33
7	参考資料	
(1)	諮問書	36
(2)	小中学校の学級数別一覧表（平成21年度・方向性）	38
(3)	方向性と通学区域の広がり	40
(4)	小中学校通学区域概図	49
(5)	小学校区，中学校区の方向性	51
(6)	市議会，自治協議会の意見	55
(7)	学校適正配置関連法令	66
(8)	第9次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿	69
(9)	審議経過	70

1 はじめに

1 行目削除

新潟市では、国の教育改革に先駆けて策定した「新潟市教育ビジョン」に基づいて、学校と社会教育機関、地域住民や家庭、地域で活動する団体・企業などが連携し、一体となって進める「学・社・民の融合による教育」に取り組んでいます。

学校教育では、確かな学力と体力を身につけ、能力と個性を磨くことにより、自分に自信をもち、国際社会の一員として自覚と責任をもって世界と共に生きることができ、心豊かな子どもを育てることを目指しています。

「この目標」以下教育委員会の施策削除

しかしながら、本市の児童生徒数は長期間減少し続けており、この傾向が今後も継続するものと見込まれています。こうした中で、教育効果の向上と教育環境の整備を図る上で、学校の適正配置が大きな課題となっています。

本審議会は、児童生徒数の増減に伴う学校の適正配置について、これまで数次にわたって答申してきましたが、このたびは、少子化の進展と14市町村の合併、そして政令指定都市への移行を背景に、全市的な視点からの市立小中学校の適正配置のあり方について、審議会として「学校適正配置の基本的な考え方」と「具体的な適正配置」について諮問を受けました。

1年目の審議状況削除

本審議会ではまず、「学校適正配置の基本的な考え方」について審議を行い、少子化が進展する中で次代を担う子どもたちのために、充実した教育環境を確保するとともに、政令市新潟として、地域と協働して創る学校配置についての基本的な考え方をまとめました。

考え方

市立小中学校に学ぶ子どもたちのために、「基本的な考え方」で示した基準により、適正規模を目安とした組合せを具体的な適正配置の方向性としてまとめました。

方向性

今後、この答申を基に、教育委員会が検討を重ね、地域の皆さんと協働してよりよい教育環境を創りあげていただきたいと思います。

時点修正と要望

新規

2 新潟市の現状

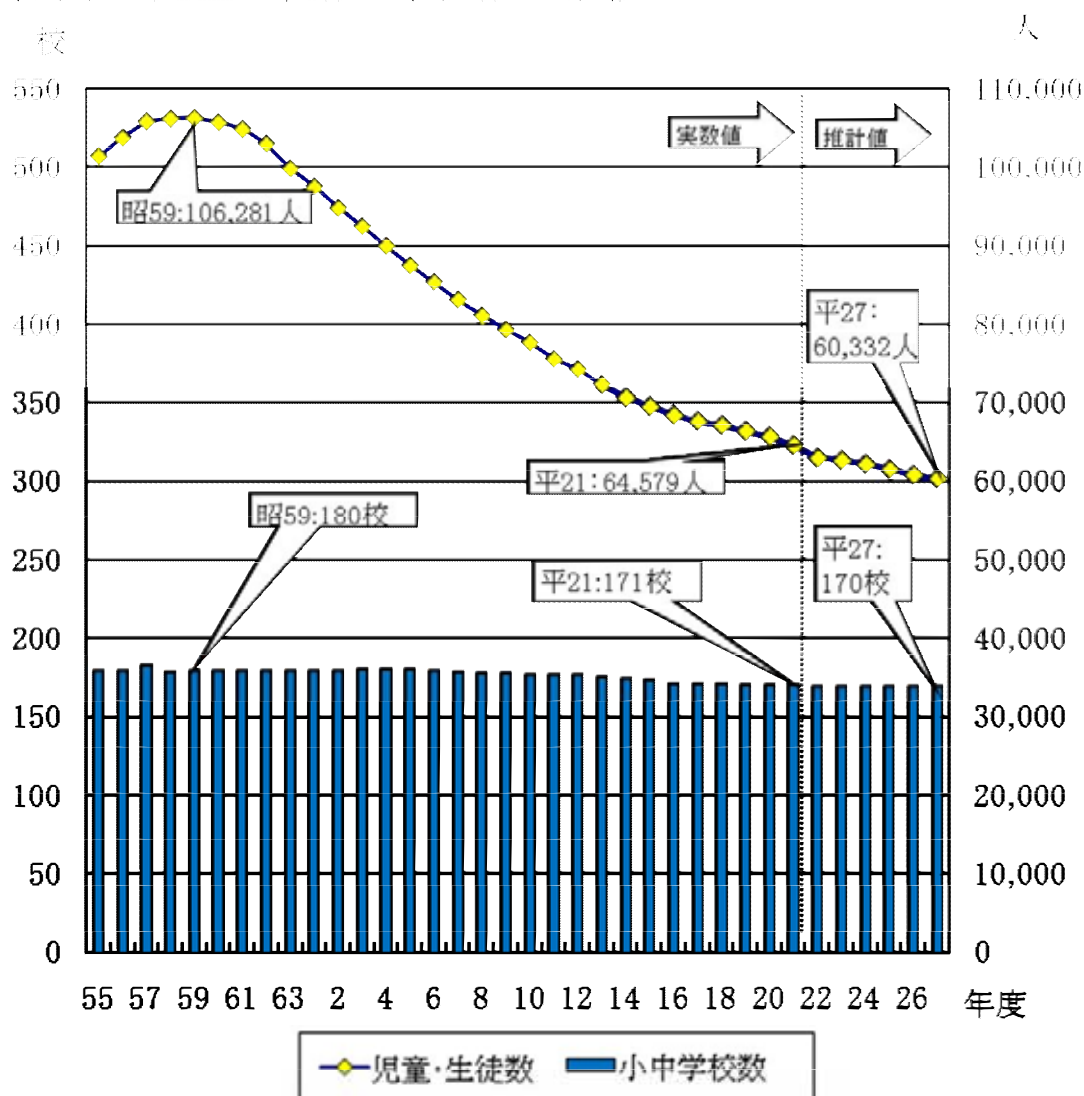
(1) 児童生徒数と学校数

時点
修正

新潟市の児童生徒数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）に生まれた子どもたちが小学校4年生から中学校1年生になる昭和59年度に約10万6千人であり、その後は社会状況の変化の下、さまざまな要因で減少し、平成21年度には約6万5千人になっています。

この間に児童生徒数は約4万人、学校数は9校減少し、1校あたりの平均児童生徒数は、昭和59年度の約590人から平成20年度には約380人になり、約210人減少しています。

新潟市の児童生徒数と学校数の推移



(2) 通学の状況

本市の児童生徒のほとんど（児童約97％，生徒約74％）が徒歩で通学しており，徒歩通学でない中学生のほとんど（約25％）は自転車通学をしています。

小学校の徒歩での最長距離は4.2km，中学校では徒歩で4.0km，自転車は8.5kmです。

小中学校通学最長距離 (km)

行政区	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
小学校徒歩	3.0	3.2	2.5	3.5	3.5	4.2	3.7	3.7
中学校徒歩	3.2	3.8	2.7	4.0	3.0	2.2	3.8	1.0
中学校自転車	5.2	5.5	3.5	5.5	6.7	5.0	6.8	8.5

(平成20年7月現在)

スクールバスは，統合により通学区域が広がった地域などで，徒歩または自転車通学が困難な一部の地域で運行されています。

スクールバスの運行校数 (校)

行政区	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
小学校	3	0	0	2	1	6	1	2	15
中学校	1	0	0	1	2	3	0	1	8

(平成20年7月現在)

(3) 教職員配置数

新潟市の教職員配当基準は、国の標準により新潟県が定めています。

校長、教頭のほか学級数に応じた教員が配置され、さらに学校の規模に応じて級外の教員が配置されます。学校規模による一般的な配置は、以下のとおりです。

教職員配置数 (小学校)

学校規模	6学級		12学級		18学級		24学級	
教職員 配当基準	校長	1	校長	1	校長	1	校長	1
	教頭	1	教頭	1	教頭	1	教頭	1
	担任	6	担任	12	担任	18	担任	24
	級外なし		級外	1	級外	1	級外	2
合計	8		15		21		28	

教職員配置数 (中学校)

学校規模	6学級		9学級		12学級		18学級	
教職員 配当基準	校長	1	校長	1	校長	1	校長	1
	教頭	1	教頭	1	教頭	1	教頭	1
	担任	6	担任	9	担任	12	担任	18
	級外	3	級外	5	級外	6	級外	10
合計	11		16		20		30	

(4) 中学校の部活動

中学校における部活動の状況を、学校規模と部活動の平均数で見ると、学校の規模が大きくなるほど選択できる部活動の種類が多くなることがわかります。

中学校の学校規模別部活動数

(部)

学校規模	6学級	9学級	12学級	18学級
運動系男子	3.3	5.0	6.3	8.0
運動系女子	3.0	4.3	5.9	8.0
文化系	1.0	2.9	3.6	5.2
平均部活動数	7.3	12.1	15.7	21.2

(平成20年7月現在)

3 学校配置の課題

(1) 少子化の進展

時 点
修正

新潟市の児童生徒数は、長期間にわたり毎年減少しています。平成21年度の児童生徒数は約6万5千人ですが、平成27年度推計では約6万人になり6年間で約5千人減少する見込みです。1校あたり平均で、約30人減少することになり、市全体として学校も小規模化が進みます。

これまでの推移から、児童生徒数の減少傾向はさらに継続すると考えられ、小規模校も増加していくものと予想されます。

このような状況の中で、地域と行政が協働してできるだけ公平で良好な教育環境を確保していくことが必要になります。

(2) 学校規模によるメリットとデメリット

市全体で少子化とともに小中学校の小規模化が進行しています。また、少数ですが大規模校もあります。

学校規模により教育効果や学校運営などの面にどのようなことがあるか、以下にまとめてみました。

明確化

この表から、小規模校でメリットになる事柄は大規模校で得られにくく、大規模校のメリットは小規模校では得られないことや、同じ事柄でも、見方や考え方、子どもの状況によってメリットにもデメリットにもなるように考えられます。

学校規模によるメリット、デメリットを考えながら、子どもたちにとって良好な教育環境を整えていくことが必要です。

小規模校のメリット、デメリット

適正規模を考える3つの視点で整理
(内容は同じ)

メリット	デメリット
教育環境 ○人数が少ないので、温かみのある教育ができる。	教育環境 ○成長の中で場面に応じてさまざまな人間関係の経験を得る機会が少ない。 ○人数が少ないので集団の中で役割が固定化されやすく、社会性など人間形成の可能性が少なくなりがちになる。 ○子ども同士の競い合いが少ないため、向上心が育ちにくい。 ○図書館の本の冊数や種類が少ない。 ○1学年に1学級になると学級編制ができなくなる。

メリット	デメリット
<p>指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの数が少ないため、先生の目がよく行き届く。 <p>学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校と地域のつながりが強いので、地域と一体となった教育がやりやすい。 	<p>指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校では選べる部活動の数が少なくなるため、希望する種目がない場合がある。 ○中学校では、各教科ごとの専門の教員が配置できないことがある。 <p>学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員一人あたりの事務量が多くなる。 ○PTAなどの役員や学校行事などでは、保護者の負担が大きいと盛り上がらないことがある。

大規模校のメリット,デメリット

メリット	デメリット
<p>教育環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちがさまざまな場面で互いに成長できる。 ○学級編制替えができ、いろいろな人間関係が経験できる。 ○班編成やクラス対抗の競い合いができ、力を合わせて得られる喜びを経験できる。 ○学級編制替えがいじめなどのひとつの解決策となることもある。 <p>指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校では部活動の種類が多く、活動内容も活発で達成感が得られやすくなる。 ○中学校では教科ごとに複数の先生がいて、多くの先生に出会うことができる。 <p>学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○PTA役員や学校行事などでは、教員や保護者の負担が小さい。 	<p>教育環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発表や学校行事などで活躍の場が少なくなることがある。 ○人数が多いために、落ちつきがない環境になりやすく、そのためにストレスを受けやすくなる。 <p>指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人数が多すぎると関わりの少ない児童生徒や教職員がいて、互いの関係性が希薄になりやすい。そのため教職員が全児童生徒のことを深く理解することが難しい。 <p>学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員が多くなるので、情報の共有化や意思疎通を図ることが難しい。 ○保護者の相談が多くなり、内容も多様化するため、限られた教職員では対応が難しくなりやすい。 ○学級数が多くなると特別教室を使用する時間調整が難しくなることがある。

4 適正配置の基本的な考え方

(1) 適正配置の必要性

新潟市の小中学校は、学級数による学校の適正規模や通学の距離と安全性、歴史的な経緯などのさまざまな視点から、子どもたちのためにより良い教育環境を確保できるよう検討を重ね、地域の合意のもとで配置しています。

新潟市全体の児童生徒数は、少子化や社会状況の変化などさまざまな要因によって長期にわたり減少し続けており、この傾向は今後も継続していくものと考えられます。

少子化が進行する地域では学校の小規模化がさらに進展する一方、宅地開発によって一時的に児童生徒数が急増する地域もあります。

このような社会環境の変化に対応して、これまでと同様に教育や学校運営を効果的に行うためには、小中学校の配置を継続的に見直し、地域の皆さんと協議を尽くしながら学校の適正配置を図っていく必要があります。

(2) 基本的な事項

学校と地域の協働・協創

新潟市は教育ビジョンに基づいた教育を進めており、「学・社・民の融合」による人づくり、地域づくり、学校づくりを教育行政として総合的に進めています。

学校教育では、学校行事や学習活動、子どもふれあいスクールなどさまざまな活動や、学校の地域教育コーディネーターの配置に地域や保護者、地域団体の皆さんに参画・協力をいただいています。

追加

それぞれの地域で適正配置を行う場合には、学校を支えてくださる皆さんと協働してより良い教育環境を創ることが必要です。

通学区域と地域コミュニティ

中間報告7
ページ通学
区域の部
分を移動

新潟市は通学区域を、学校の規模や通学の距離・安全性をはじめ、歴史的な経緯や河川などの地理的な条件に加え、自治会などの地域活動にも考慮して設定しています。

新潟市がすすめているまちづくりは、学校区を単位とした地域コミュニティ協議会をはじめ、いろいろな団体や地域住民の方に参画、協力をいただいています。

学校の適正配置をすすめる場合において、できるだけ現在の学校区を割ることのないよう、小中学校の学校区を基本とすることとします。

明確化

通学距離・方法

国の通学基準は、小学校4 km 以内、中学校6 km 以内となっています。

追加

小中学校はなるべく歩いて通学できる距離が望ましいと考えますが、適正配置により通学の距離が長くなる場合は、スクールバスの運行など通学の安全・安心について特に配慮する必要があります。

学校規模

国と新潟県は学校規模を学級数で表しており、小中学校の標準学級数は12学級以上18学級以下としています。

時点修正

本審議会では、学校規模を特別支援学級を除く通常学級数で考えることとし、新潟市としての「適正規模」を定めることにしました。

学級編制

小中学校の学級編制は国の標準である40人学級をもとに、新潟県が1学級の児童生徒数を設定しており、小学校1、2年生では1学級32人以下、小学校3年生以上と中学生は1学級40人以下で編制することになっています。

また、小学校3～6年生では国語と算数の授業で32人以下の授業ができるよう、中学校1～3年生で1学級34人以上の学校に数学・英語の少人数学習が実施できるよう教員を配置するとしています。

本審議会では、国と新潟県が定めている現行の学級編制制度の下で適正配置を考えることにしましたが、学級の人数は教育の効果や学級活動の面で大事な要素と考えますので、1学級の人数が40人の学級について、40人未満になるよう行政努力を求めます。

自治協の意見から

なお、国や新潟県の制度が変わる場合には、その内容に応じて見直す必要があると考えます。

学校選択制と一貫教育、小中一貫校

中間報告7ページ通学区域の部分を移動

新潟市では、市域全体を対象とした学校選択制は実施していませんが、学区外就学制度の中で学校を選べる制度として「地域的学区外就学」を一部の地域で認めています。

本審議会では、学校の適正配置を検討する上で、学校選択制について、現在の新潟市の制度（「地域的学区外就学」）を前提とすることとしました。

時点修正

また新潟市では、中学校区ごとに「目指す子ども像」を設定するなど、小中一貫教育や小中一貫校の検討もすすめています。

それらの状況により、学校配置についても考慮する必要があると考えます。

(3) 適正規模

適正規模の考え方

子どもたちは、ある程度の人数がいて多様な人間関係がある環境の中で揉まれ、互いに成長していくことが望ましいと考えます。

また、公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創ることが大切です。

学校規模によりメリットとデメリットが考えられますので、3つの視点から検討して、教育効果を期待できる小中学校の適正な規模を考えました。

文中を
整理

[教育環境]

小規模校は温かみのある教育ができる良い面がありますが、ずっと同じ人間関係で、高校に入ってから人間関係に悩むケースもあることから、学級編制替えができるよう、学級数が複数あるほうが良いという考えがあります。

大規模校では、落ち着いて教育を受けられなかったり、ストレスを受けやすいなどの情緒面の心配がある場合があります。

中学校では、小学校で出会えなかった同じ年頃や先輩、先生との関わりの中でさまざまな場面における対応の仕方や社会性を身につけることが大切です。

小さすぎず、大きすぎず、ある程度の人数がいて、競い合い互いに成長でき、子どもたちも先生も互いに顔が分かるくらいの規模が望ましいと考えます。

[指導体制]

小規模校ではこどもの数が少ないために、先生が目が行き届く一方、教職員数が少ないために一人あたりの事務量が増え、授業以外で子どもと向き合う時間が少なくなります。

大規模校は、児童生徒、教職員の人数が多くなりすぎるとお互いの関係が希薄になりやすく、深く理解することが難しくなります。

このようなことから児童生徒と教職員が向き合い、よく理解できる学校規模が望ましいと考えます。

また、中学校では部活動を通して築かれる人間関係の大切さや、達成感が得られるよう、ある程度の人数がいて、子どもが自分の意思で自由に選択できる部活動の種類があるといいと考えます。

[学校運営]

1 学年に複数の学級があると教員の間で相談や研究ができますが、学校規模があまり大きくなると教員間の連絡がうまくいなくなるなど課題もあります。

小規模の中学校では、専門の教員が配置されない教科ができる場合があります。中学校においては教科の専門性が高まるので、全教科に教員を配置できる規模が望ましいと考えます。

新潟市の適正規模

本審議会では、3つの視点から「新潟市の適正規模」を定めました。

審議会が考える適正規模とは、全市の小中学校を「新潟市の適正規模」にするためのものではなく、具体的な適正配置の方向性を検討する「目安」としました。

明確化

小学校の適正規模

小学校の適正規模を 12 学級以上 24 学級以下 とします。

小学校においては、互いに学びあうことができ、子どもたちの人間関係が固定化しないよう学級編制替えができることを考慮すると、各学年 2 学級以上になることから 12 学級以上が適正です。

子どもたちを通じての親同士の関わりを考えると、多様な活動を通じていろいろな人と触れ合うことができ、地域のつながりが深まることが期待できます。

また、各学年 4 学級となる 24 学級までは、学校運営上適正と考えます。

中学校の適正規模

中学校の適正規模を 9 学級以上 18 学級以下 とします。

9 学級あると、技能教科の各教科にも 1 人ずつ教員が配置でき、教員間の協力も円滑に行えます。

また、この規模になると多様な部活動を選べることで、部活動を通して築かれる人間関係の大切さや達成感などを得る機会が広がる可能性があります。

各学年 6 学級以下になる 18 学級以下であれば、生徒と先生の顔がお互いに分かり、適切な教育や、学校運営も円滑に行うことができます。

小規模校と大規模校

適正規模に達しない学級数の学校を小規模校とし、適正規模を超える学級数の学校を大規模校とします。

小学校の 小規模校は 11 学級以下
大規模校は 25 学級以上 とします。

中学校の 小規模校は 8 学級以下
大規模校は 19 学級以上 とします。

(4) 学校再編で配慮する事項

地域との協働

自治協の意見
から明確化

学校は教育施設であると同時に、地域のシンボルであり、交流の場でもありますし、災害時の避難所ともなっており、地域の核となる施設です。

また、地域コミュニティ協議会など、学校区を単位とする地域団体の活動も盛んに行われています。

このように、学校は地域に密接に関わっているので、学校再編については、地域の皆さんと協議を重ね、合意の上ですすめる必要があります。

子どもの教育環境、通学の安全

適正配置を実施することにより、通学区域が広がり、徒歩での通学が困難になる場合が考えられますので、安全な通学を確保するために、地域との連携やスクールバスの運行などに配慮する必要があります。

明確化

行政の積極的な情報提供

学校再編は、地域の理解と協働による合意の上ではじめて実現できるものです。

少子化がすすむ中で、子どもたちにとってより良い教育環境を創り上げていくためには、参画する保護者や地域の皆さんに行政側から積極的に情報を提供する必要があります。

(5) 検討基準

審議会では、すべての小規模校と大規模校を中心に学校再編の方向性を検討しました。

学校規模の区分ごとの検討基準は以下のとおりとしました。

時点修正

1 適正規模校の検討基準

12学級以上24学級以下の小学校と9学級以上18学級以下の中学校は適正規模で適正配置の状態にありますので、適正規模校をもとに学校再編案を検討することはしません。

具体的な検討にあたっては、少子化が進展する中で小規模校になることを心配する地域からの要望がある場合や、他校の適正配置を行うための相手方になる場合は検討することとします。

2 小規模校の検討基準

小規模校はすべて検討することとします。具体的な検討にあたっては、特に、小学校では全学年で1学級となる6学級以下の学校と、中学校では1つの学年で1学級となる5学級以下の学校を検討し、統合を進めることとします。

さらに、複式学級がある学校や将来複式学級になると見込まれる学校は、統合を強く進めます。

また、主要な校舎が老朽化しているため、大規模な改修や建て替えが予定されている場合は、重点的に検討することとします。

3 大規模校の検討基準

大規模校はすべて検討することとします。具体的な検討にあたっては、特に31学級以上の学校を検討することとします。

4 その他の検討基準

統合や分離新設は、子どもたちや学校、地域に大きな負担がかかります。統合や分離新設の場合、短期間で過大な負担とならないよう地域からの要望がある場合以外は、相当の期間新たな学校再編の検討は行わないこととします。

また、新築や建て替えをした学校は、国庫補助金の規定があることから、建設後10年間は検討を行わないこととします。

*この検討基準の運用については、規模別の1から3の基準を優先して適用したので、本答申では、小規模校と大規模校のすべてについて方向性を示しています。

ただし書の追加

5 具体的な適正配置（方向性）

（1）方向性の考え方

中間報告では、「学校再編の考え方」

学校は、地域に開かれ地域の皆さんに支えられて協働で教育を行う場であり、文化や伝統を育む地域づくりの場でもあります。

これからの少子化の進行に対応して良好な教育環境を創るためには、学校の適正配置を進めていく必要がありますが、これまで積み重ねてきた歴史に基づいた現在の通学区域を単位として、地域の皆さんと協働して新しい教育環境を創っていくことが重要です。

本審議会では、教育効果や指導体制、学校運営などの視点から、学校規模の目安として「新潟市の適正規模」を決定し、この範囲にない学校を小規模校と大規模校に区分しました。

本来、全市のすべての小中学校が「新潟市の適正規模」であることが望ましいと考えます

基準づくり
の記述
削除

学校の適正規模化には、小規模校の統合や、大規模校の分離、通学区域の変更などの方法があります。

学校の再編は大変大きな課題ですから、どの方法であっても地域の皆さんから理解と納得をいただくまでに、長い時間と大変な負担がかかると思います。

地域の総意として現状維持を選択されることや、少子化を心配する地域から再編の要望があることも考えられます。このような場合には柔軟に対応していく必要があります。

答申後の教
育委員会の
スケジュール
削除

（2）方向性の具体化

新規

本審議会では、現行の国や県の制度のもと、新潟市としての適正規模を定め、さらに「検討基準」により、適正規模を目安とした学校再編の組合せを「適正配置の方向性」として示します。

この方向性は、平成27年度の推計値の児童生徒数をもとにした学級数で検討したものです。

今後少子化が予想以上に進む地域があることや、開発の影響で急激に子どもの数が増加する地域が考えられるなど、平成27年度の学級数は推計値と異なる可能性があります。また学校は地域のまちづくりや地域団体の活動の中心となっており、学校の再編は地域にとって大きな課題です。

このようなことから、答申の組合せは、平成27年度の時点で小規模校と大規模校を適正規模化するひとつの方向性を示すもので、その具体化にあたっては、地域の皆さんと十分に協議を重ねる必要があります。

(3) 方向性の概要

本市の小中学校の状況

		平成21年度	平成27年度	方向性*
学校数	小学校	114	113	76
	中学校	57	57	40
学級数	小学校	1,491	1,406	1,294
	中学校	622	595	576
1校当たりの学級数	小学校	13.1	12.4	17.0
	中学校	10.9	10.4	14.4
1校当たりの人数	小学校	370	351	522
	中学校	376	363	517
1学級当たりの人数	小学校	28.3	28.2	30.6
	中学校	34.5	34.7	35.9

規模別学校数

		平成21年度			平成27年度			方向性*		
小学校	114校			113校			76校			
	小規模 ~11	適正規模 12~24	大規模 25~	小規模 ~11	適正規模 12~24	大規模 25~	小規模 ~11	適正規模 12~24	大規模 25~	
	50 (43.8)	58 (50.9)	6 (5.3)	54 (47.8)	53 (46.9)	6 (5.3)	6 (7.9)	63 (82.9)	7 (9.2)	
中学校	57校			57校			40校			
	小規模 ~8	適正規模 9~18	大規模 19~	小規模 ~11	適正規模 9~18	大規模 25~	小規模 ~8	適正規模 9~18	大規模 19~	
	19 (33.3)	36 (63.2)	2 (3.5)	21 (36.8)	33 (57.9)	3 (5.3)	1 (2.5)	34 (85.0)	5 (12.5)	

()は各年度における割合(%)

*方向性欄は、新設校を含んでいない。

また、通学区域の変更が考えられる学校については、現行どおりとしています。

6 各区の方向性

(1) 北区

学級数(人数)

中学校					小学校				
		21年度	27年度 推計	方向性		21年度	27年度 推計	方向性	
	松浜	12(430)	12(396)	19(710)	松浜	21(666)	18(558)	18(558)	
	南浜	5(139)	3(105)		南浜	6(148)	6(90)	12(291)	
					太夫浜	10(223)	8(201)		
	濁川	8(231)	6(209)		濁川	14(441)	13(336)	13(336)	
	葛塚	12(377)	10(348)	10(348)	葛塚東	21(635)	21(633)	22(704)	
					太田	6(78)	6(71)		
	木崎	8(252)	7(222)	7(222) (審議中)	木崎	13(353)	12(344)	14(399)	
					笹山	6(80)	6(55)		
	岡方	3(101)	3(103)	12(431)	岡方第一	6(114)	6(111)	12(284)	
					岡方第二	6(71)	6(97)		
	光晴	11(368)	10(328)		豊栄南	6(90)	5(76)		
					葛塚	19(598)	21(665)	21(665)	
	早通	13(434)	11(369)	11(369)	早通南	24(777)	19(606)	19(606)	
	合計	72(2,332)	62(2,080)	59(2,080)	合計	158(4,274)	147(3,843)	131(3,843)	
8校 → 5校					13校 → 8校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。

* 平成27年度は、全児童生徒を普通学級として推計した。

南浜中学校，濁川中学校，松浜中学校

3学級の南浜中学校と6学級の濁川中学校と12学級の松浜中学校の統合では19学級となりますが，適当と考えられます。

学級数(生徒数)

平成27年度	1年	2年	3年	合計
南浜	1(35)	1(36)	1(34)	3(105)
濁川	2(67)	2(70)	2(72)	6(209)
松浜	4(144)	4(125)	4(127)	12(396)
方向性	7(246)	6(231)	6(233)	19(710)

岡方中学校，光晴中学校

3学級の岡方中学校と10学級の光晴中学校を統合すると12学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（生徒数）

平成27年度	1年	2年	3年	合計
岡方	1(34)	1(32)	1(37)	3(103)
光晴	3(95)	4(123)	3(110)	10(328)
方向性	4(129)	4(155)	4(147)	12(431)

南浜小学校，太夫浜小学校

6学級の南浜小学校と8学級の太夫浜小学校を統合すると12学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
南浜	1(10)	1(8)	1(20)	1(16)	1(20)	1(16)	6(90)
太夫浜	2(34)	2(34)	1(38)	1(32)	1(31)	1(32)	8(201)
方向性	2(44)	2(42)	2(58)	2(48)	2(51)	2(48)	12(291)

太田小学校，葛塚東小学校

6学級の太田小学校と21学級の葛塚東小学校を統合すると22学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
太田	1(15)	1(11)	1(12)	1(13)	1(8)	1(12)	6(71)
葛塚東	4(117)	4(107)	3(88)	3(95)	4(124)	3(102)	21(633)
方向性	5(132)	4(118)	3(100)	3(108)	4(132)	3(114)	22(704)

笹山小学校，木崎小学校

6学級の笹山小学校と12学級の木崎小学校を統合すると14学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
笹山	1(7)	1(10)	1(8)	1(9)	1(14)	1(7)	6(55)
木崎	2(52)	2(62)	2(55)	2(56)	2(67)	2(52)	12(344)
方向性	2(59)	3(72)	2(63)	2(65)	3(81)	2(59)	14(399)

岡方第一小学校と岡方第二小学校，豊栄南小学校

6 学級の岡方第一小学校と 6 学級の岡方第二小学校，5 学級の豊栄南小学校を統合すると 12 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
岡方第一	1(20)	1(15)	1(18)	1(22)	1(15)	1(21)	6(111)
岡方第二	1(14)	1(14)	1(21)	1(13)	1(16)	1(19)	6(97)
豊栄南	1(14)	1(13)	1(20)	1(13)	* (10)	* (6)	5(76)
方向性	2(48)	2(42)	2(59)	2(48)	2(41)	2(46)	12(284)

* は複式学級

(2) 東区

学級数 (人数)

中学校				小学校				
	21 年度	27 年度 推計	方向性		21 年度	27 年度 推計	方向性	
東新潟	18(640)	17(612)	17(612)	木戸	19(533)	14(401)	14(401)	
山の下	13(470)	14(485)	14(485)	山の下	9 (220)	8(218)	8(218)	(通学区域)
				桃山	23(748)	21(673)	21(673)	
大形	12(384)	14(496)	14(496)	大形	29(961)	31(1,009)	31(1,009)	1 校 新設
藤見	13(451)	12(434)	12(434)	東山の下	26(875)	28(947)	28(947)	
木戸	16(581)	15(538)	15(538)	牡丹山	25(812)	25(853)	25(853)	
				竹尾	12(368)	11(275)	11(275)	
石山	16(601)	15(556)	15(556)	江南	15(462)	15(475)	15(475)	
				中野山	21(669)	19(585)	19(585)	
東石山	16(577)	14(504)	14(504)	東中野山	19(535)	17(471)	17(471)	
				南中野山	17(485)	16(481)	16(481)	
下山	11(374)	11(373)	11(373)	下山	24(763)	21(656)	21(656)	
合計	115(4,078)	112(3,989)	112(3,989)	合計	239(7,431)	226(7,044)	226(7,044)	
8 校 → 8 校				12 校 → 13 校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。

* 平成 27 年度は、全児童生徒を普通学級として推計した。

山の下小学校、桃山小学校

8 学級の山の下小学校については、21 学級の桃山小学校と通学区域を変更することで適正規模化を図ることが考えられます。

大形小学校と東山の下小学校、牡丹山小学校

31 学級の大形小学校と 28 学級の東山の下小学校、25 学級の牡丹山小学校は、ともに大規模校で 3 校隣接していることから、3 小学校区に 1 校新設して 4 小学校にする案が考えられます。

竹尾小学校

11 学級の竹尾小学校は、隣接する小学校と通学区域の変更で適正規模化を図ることが考えられます。

(3) 中央区

学級数(人数)

中学校					小学校				
		21年度	27年度 推計	方向性		21年度	27年度 推計	方向性	
	関屋	16(556)	14(499)	14(499)	浜浦	13(396)	12(311)	15(450)	
					関屋	6(164)	6(139)		
					有明台	12(290)	10(254)	10(254) (審議中)	
	烏屋野	21(813)	22(808)	22(808) (通学区域)	上所	23(758)	22(709)	22(709)	
					女池	24(782)	22(725)	22(725)	
	宮浦	15(550)	17(614)	17(614)	万代長嶺	12(333)	12(295)	12(295)	
					南万代	12(312)	15(411)	15(411)	
	白新	6(213)	7(228)	14(495)	鏡淵	8(205)	7(179)	14(450)	
					白山	8(210)	11(271)		
					寄居	8(244)	9(267)	新潟	19(561)
	二葉	4(106)	3(91)	9(292)	豊照	6(90)	6(102)	14(441)	
					湊	6(94)	6(79)		
	舟栄	9(259)	6(201)	栄	6(133)	6(93)			
				入舟	12(280)	6(167)			
	上山	18(671)	20(752)	20(752) 1校新設	烏屋野	25(805)	29(968)	29(968) 1校新設	
					上山	20(673)	24(759)	24(759)	
	山潟	13(471)	12(450)	12(450)	山潟	13(365)	13(403)	13(403)	
					桜が丘	18(522)	16(521)	16(521)	
	(東新潟)	18(640)	17(612)	17(612)	沼垂	13(371)	15(424)	15(424)	
					笹口	12(332)	14(402)	14(402)	
					(木戸)	19(533)	14(401)	14(401)	
	合計	110(3,883)	110(3,910)	108(3,910)	合計	291(8,359)	290(8,421)	273(8,421)	
9校 → 8校					21校 → 17校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。* 平成27年度は、全児童生徒を普通学級として推計した。

鳥屋野中学校，宮浦中学校

22 学級の鳥屋野中学校については，隣接する宮浦中学校と通学区域を変更することで適正規模化を図ることが考えられます。

白新中学校，寄居中学校

7 学級の白新中学校と 9 学級の寄居中学校を統合すると 14 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（生徒数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	合計
白新	2(70)	2(72)	3(86)	7(228)
寄居	3(82)	3(99)	3(86)	9(267)
方向性	4(152)	5(171)	5(172)	14(495)

二葉中学校，舟栄中学校

3 学級の二葉中学校と 6 学級の舟栄中学校を統合すると 9 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（生徒数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	合計
二葉	1(22)	1(35)	1(34)	3(91)
舟栄	2(69)	2(71)	2(61)	6(201)
方向性	3(91)	3(106)	3(95)	9(292)

上山中学校

20 学級の上山中学校については，隣接する鳥屋野中学校が大規模であり，この校区内の 2 つの小学校が今後さらに増加する傾向にあるため，1 校新設して適正規模化することが考えられます。

関屋小学校，浜浦小学校

6 学級の関屋小学校と 12 学級の浜浦小学校を統合すると 15 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
関屋	1(21)	1(19)	1(34)	1(19)	1(21)	1(25)	6(139)
浜浦	2(52)	2(44)	2(51)	2(48)	2(57)	2(59)	12(311)
方向性	3(73)	2(63)	3(85)	2(67)	2(78)	3(84)	15(450)

鏡淵小学校，白山小学校

7 学級の鏡淵小学校と 11 学級の白山小学校を統合すると 14 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
鏡淵	2(36)	1(26)	1(30)	1(35)	1(26)	1(26)	7(179)
白山	2(62)	2(36)	2(48)	1(33)	2(49)	2(43)	11(271)
方向性	4(98)	2(62)	2(78)	2(68)	2(75)	2(69)	14(450)

豊照小学校，湊小学校，栄小学校，入舟小学校

6 学級の豊照小学校と 6 学級の湊小学校，6 学級の栄小学校，6 学級の入舟小学校の 4 小学校を統合すると 14 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
豊照	1(17)	1(21)	1(16)	1(12)	1(19)	1(17)	6(102)
湊	1(12)	1(16)	1(16)	1(12)	1(13)	1(10)	6(79)
栄	1(18)	1(19)	1(14)	1(14)	1(12)	1(16)	6(93)
入舟	1(24)	1(16)	1(24)	1(36)	1(31)	1(36)	6(167)
方向性	3(71)	3(72)	2(70)	2(74)	2(75)	2(79)	14(441)

鳥屋野小学校

29 学級の鳥屋野小学校は 1 校新設することで適正規模化を図ることが考えられます。

(4) 江南区

学級数 (人数)

中学校					小学校				
		21 年度	27 年度 推計	方向性		21 年度	27 年度 推計	方向性	
大江山		7(219)	7(218)	15(526)	丸山	12(304)	10(244)	12(375)	
					大淵	7(161)	6 (131)		
横越		10(352)	9(308)		横越	21(635)	19(604)	19(604)	
曾野木		9(308)	9(317)	11(385)	曾野木	12(375)	12(329)	12(329)	
					東曾野木	12(307)	12(296)	12(296)	
両川		4(94)	3(68)		酒屋	6(100)	-	-	
				割野	6(60)	-	-		
				両川	-	6(113)	6(113)		
亀田		15(553)	16(594)	16(594)	亀田	14(365)	15(479)	15(479)	
					亀田東	23(752)	26(821)	26(821)	(通学区域)
亀田西		11(364)	12(392)	12(392)	早通	9(217)	7(178)	23(750)	
					亀田西	18(567)	19(572)		
合計		56(1,890)	56(1,897)	54(1,897)	合計	140(3,843)	132(3,767)	125(3,767)	
6 校 → 4 校					10 校 → 8 校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。

* 平成 27 年度は，全児童生徒を普通学級として推計した。

大江山中学校，横越中学校

7 学級の大江山中学校と 9 学級の横越中学校との統合で 15 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数 (生徒数)

平成 27 年度	1 年	2 年	3 年	合計
大江山	2(59)	3(84)	2(75)	7(218)
横越	3(107)	3(98)	3(103)	9(308)
方向性	5(166)	5(182)	5(178)	15(526)

両川中学校，曾野木中学校

3 学級の両川中学校と 9 学級の曾野木中学校を統合すると 11 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（生徒数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	合計
両川	1(22)	1(21)	1(25)	3(68)
曾野木	3(96)	3(105)	3(116)	9(317)
方向性	3(118)	4(126)	4(141)	11(385)

丸山小学校，大淵小学校

10 学級の丸山小学校と 6 学級の大淵小学校を統合すると 12 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
丸山	1(27)	2(34)	1(40)	2(47)	2(49)	2(47)	10(244)
大淵	1(25)	1(24)	1(12)	1(27)	1(17)	1(26)	6(131)
方向性	2(52)	2(58)	2(52)	2(74)	2(66)	2(73)	12(375)

両川小学校

両川小学校は 6 学級の小規模校ですが，平成 22 年度開校の学校で，地域で協力して学校づくりをしている段階であるため，存続することとします。

亀田東小学校，亀田小学校

26 学級の亀田東小学校については，15 学級の亀田小学校との通学区域の変更により適正規模化を図ることが適当と考えられます。

早通小学校，亀田西小学校

7 学級の早通小学校と 19 学級の亀田西小学校を統合すると 23 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
早通	1(23)	2(37)	1(27)	1(26)	1(30)	1(35)	7(178)
亀田西	4(106)	3(87)	3(88)	3(112)	3(89)	3(90)	19(572)
方向性	5(129)	4(124)	3(115)	4(138)	3(119)	4(125)	23(750)

(5) 秋葉区

学級数 (人数)

中学校					小学校				
		21 年度	27 年度 推計	方向性		21 年度	27 年度 推計	方向性	
新津 第一		17(606)	16(579)	16(579)	新津 第一	16(477)	13(410)	13(410)	
					新津 第三	20(670)	18(591)	18(591)	
新津 第二		12(417)	16(577)	16(577)	結	30(996)	22(664)	22(664)	
					市之瀬	6(61)	-	-	
					再編校	-	18(572)	18(572)	
新津 第五		13(477)	12(448)	12(448)	新津 第二	17(504)	14(418)	23(745)	
					満日	6(70)	4(42)		
					阿賀	12(296)	8(201)		
					新関	6(88)	6(84)		
小合		3(109)	3(93)	15(516)	小合東	6(77)	6(73)	14(419)	
					小合	6(109)	6(83)		
	金津	6(202)	6(168)		金津	12(329)	12(263)		
	小須戸	9(318)	8(255)		小須戸	12(309)	8(206)	13(408)	
					矢代田	10(235)	7(202)		
合計		60(2,129)	61(2,120)	59(2,120)	合計	159(4,221)	142(3,809)	121(3,809)	
6 校 → 4 校					1 3 校 → 7 校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。

* 平成 27 年度は、全児童生徒を普通学級として推計した。

小合中学校，金津中学校，小須戸中学校

3 学級の小合中学校と 6 学級の金津中学校，8 学級の小須戸中学校を統合すると 15 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数 (生徒数)

平成 27 年度	1 年	2 年	3 年	合計
小合	1(34)	1(30)	1(29)	3(93)
金津	2(50)	2(59)	2(59)	6(168)
小須戸	2(80)	3(84)	3(91)	8(255)
方向性	5(164)	5(173)	5(179)	15(516)

満日小学校と阿賀小学校，新関小学校，新津第二小学校

4 学級の満日小学校，8 学級の阿賀小学校，6 学級の新関小学校と 14 学級の
新津第二小学校の 4 校を統合すると 23 学級の適正規模校となり，適当と考え
られます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
満日	* (2)	* (5)	1(13)	* (5)	* (9)	1(8)	4(42)
阿賀	2(33)	2(37)	1(33)	1(33)	1(26)	1(39)	8(201)
新関	1(10)	1(13)	1(13)	1(18)	1(12)	1(18)	6(84)
新津第二	3(67)	2(58)	2(65)	2(71)	2(72)	3(85)	14(418)
方向性	4(112)	4(113)	4(124)	4(127)	3(119)	4(150)	23(745)

* は複式学級

小合東小学校，小合小学校，金津小学校

6 学級の小合東小学校と 6 学級の小合小学校，12 学級の金津小学校を統合
すると 14 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小合東	1(10)	1(12)	1(11)	1(11)	1(13)	1(16)	6(73)
小合	1(14)	1(15)	1(13)	1(10)	1(15)	1(16)	6(83)
金津	2(33)	2(41)	2(46)	2(48)	2(44)	2(51)	12(263)
方向性	2(57)	3(68)	2(70)	2(69)	2(72)	3(83)	14(419)

小須戸小学校，矢代田小学校

8 学級の小須戸小学校と 7 学級の矢代田小学校との統合で 13 学級の適正規
模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小須戸	1(31)	1(26)	1(32)	2(41)	1(33)	2(43)	8(206)
矢代田	1(24)	2(34)	1(37)	1(29)	1(40)	1(38)	7(202)
方向性	2(55)	2(60)	2(69)	2(70)	2(73)	3(81)	13(408)

(6) 南区

学級数(人数)

中学校					小学校				
		21年度	27年度 推計	方向性		21年度	27年度 推計	方向性	
	臼井	4(127)	4(118)	15(504)	臼井	10(239)	6(156)	13(406)	
	白根北	14(477)	12(386)		大鷲	6(170)	6(95)		
					根岸	8(196)	6(155)		
					大通	14(442)	15(457)	15(457)	
	白南	6(138)	3(116)	18(664)	新飯田	6(86)	6(103)	12(290)	
					茨曾根	6(63)	6(94)		
					庄瀬	6(100)	6(93)		
	白根 第一	13(474)	11(367)		小林	6(181)	7(207)	21(697)	
					白根	20(636)	16(490)		
	味方	5(114)	3(92)		味方	7(194)	7(177)	12(355)	
	月瀉	4(102)	3(89)		月瀉	6(180)	6(178)		
	合計	46(1,432)	36(1,168)		33(1,168)	合計	95(2,487)	87(2,205)	
6校 → 2校					11校 → 5校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。

* 平成27年度は、全児童生徒を普通学級として推計した。

臼井中学校，白根北中学校

4学級の臼井中学校と12学級の白根北中学校を統合すると15学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数(生徒数)

平成27年度	1年	2年	3年	合計
臼井	1(37)	2(43)	1(38)	4(118)
白根北	4(126)	4(126)	4(134)	12(386)
方向性	5(163)	5(169)	5(172)	15(504)

白南中学校，味方中学校，月潟中学校，白根第一中学校

3 学級の白南中学校と 3 学級の味方中学校，3 学級の月潟中学校，11 学級の白根第一中学校の 4 校を統合すると 18 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（生徒数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	合計
白南	1(38)	1(38)	1(40)	3(116)
味方	1(26)	1(32)	1(34)	3(92)
月潟	1(29)	1(27)	1(33)	3(89)
白根第一	3(113)	4(132)	4(122)	11(367)
方向性	6(206)	6(229)	6(229)	18(664)

白井小学校，大鷲小学校，根岸小学校

6 学級の白井小学校，6 学級の大鷲小学校，6 学級の根岸小学校を統合すると 13 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
白井	1(29)	1(17)	1(29)	1(26)	1(29)	1(26)	6(156)
大鷲	1(19)	1(10)	1(14)	1(10)	1(20)	1(22)	6(95)
根岸	1(24)	1(23)	1(27)	1(29)	1(25)	1(27)	6(155)
方向性	3(72)	2(50)	2(70)	2(65)	2(74)	2(75)	13(406)

新飯田小学校，茨曾根小学校，庄瀬小学校

6 学級の新飯田小学校，6 学級の茨曾根小学校，6 学級の庄瀬小学校を統合すると 12 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
新飯田	1(22)	1(18)	1(20)	1(11)	1(17)	1(15)	6(103)
茨曾根	1(17)	1(8)	1(14)	1(22)	1(15)	1(18)	6(94)
庄瀬	1(16)	1(15)	1(16)	1(17)	1(14)	1(15)	6(93)
方向性	2(55)	2(41)	2(50)	2(50)	2(46)	2(48)	12(290)

小林小学校，白根小学校

7学級の小林小学校と16学級の白根小学校を統合すると21学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小林	2(37)	1(32)	1(35)	1(34)	1(34)	1(35)	7(207)
白根	3(73)	3(81)	2(77)	2(77)	3(99)	3(83)	16(490)
方向性	4(110)	4(113)	3(112)	3(111)	4(133)	3(118)	21(697)

味方小学校，月潟小学校

7学級の味方小学校と6学級の月潟小学校を統合すると12学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
味方	2(33)	1(16)	1(39)	1(32)	1(27)	1(30)	7(177)
月潟	1(30)	1(29)	1(34)	1(28)	1(29)	1(28)	6(178)
方向性	2(63)	2(45)	2(73)	2(60)	2(56)	2(58)	12(355)

(7) 西区

学級数(人数)

中学校					小学校					
		21年度	27年度 推計	方向性		21年度	27年度 推計	方向性		
坂井 輪		15(560)	18(662)	18(662)	新通	27(868)	32(1,126)	32(1,126)	(通学区域)	
					坂井東	15(430)	14(381)	14(381)		
内野		17(617)	16(600)	22(814)	西内野	17(510)	14(386)	14(386)	25(778)	
	中野 小屋	3(65)	3(42)		小瀬	6(95)	6(76)	6(76)		
					笠木	5(55)	5(58)	5(58)		
					赤塚	10(245)	12(296)	12(296)		
	赤塚	5(151)	6(172)		木山	6(113)	6(82)	6(82)		
小針		24(886)	26(1,010)	26(1,010) (通学区域)	小針	24(744)	18(576)	18(576)	18(566)	
	五十 嵐				青山	16(469)	13(360)	13(360)		
					東青山	18(580)	19(588)	19(588)		
					真砂	13(415)	13(376)	13(376)		
	黒埼		15(567)		15(559)	五十嵐	22(735)	18(587)		18(587)
						大野	15(454)	14(407)		14(407)
						黒埼南	9(203)	6(159)		6(159)
						山田	17(515)	20(607)		20(607)
			立仏	14(442)	14(449)	14(449)				
小新	10(344)	11(373)	11(373)	坂井輪	22(728)	22(751)	22(751)			
合計	107(3,833)	110(3,968)	107(3,968)	合計	277(8,284)	265(7,909)	253(7,909)			
8校 → 6校					18校 → 14校					

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。* 平成27年度は、全児童生徒を普通学級として推計した。

中野小屋中学校，赤塚中学校，内野中学校

3学級の中野小屋中学校と6学級の赤塚中学校，16学級の内野中学校を統合すると，適正規模を上回る22学級の大規模校となるが，適当と考えます。

ただし，赤塚中学校が学年2学級あるので，中野小屋中学校と内野中学校の2校の統合も考えられます。

学級数(生徒数)

平成27年度	1年	2年	3年	合計
中野小屋	1(13)	1(14)	1(15)	3(42)
赤塚	2(57)	2(63)	2(52)	6(172)
内野	5(196)	6(208)	5(196)	16(600)
方向性	7(266)	8(285)	7(263)	22(814)

小針中学校，黒崎中学校，五十嵐中学校

26 学級の小針中学校は，隣接の中学校との通学区域の変更で適正規模化を図ることが適当と考えられます。

黒崎中学校区にある小針中学校を選択できる認可地域と，青山小学校区のうち，小針中学校の通学区域が変更する候補と考えられます。

新通小学校，坂井東小学校

32 学級の新通小学校と 14 学級の坂井東小学校の通学区域を変更することで，適正規模化を図ることが適当と考えられます。

住宅開発の地域を含む新通地域が通学区域を変更する候補と考えられます。

笠木小学校，小瀬小学校，内野小学校

5 学級の笠木小学校，6 学級の小瀬小学校，19 学級の内野小学校を統合すると 25 学級の大規模校となりますが，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
笠木	1(11)	1(8)	1(10)	* (9)	* (4)	1(16)	5(58)
小瀬	1(13)	1(6)	1(17)	1(9)	1(16)	1(15)	6(76)
内野	4(122)	3(94)	3(99)	3(120)	3(103)	3(106)	19(644)
方向性	5(146)	4(108)	4(126)	4(138)	4(123)	4(137)	25(778)

* は複式学級

木山小学校，赤塚小学校

6 学級の木山小学校と 12 学級の赤塚小学校を統合すると 13 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
木山	1(14)	1(14)	1(15)	1(11)	1(11)	1(17)	6(82)
赤塚	2(49)	2(55)	2(52)	2(45)	2(50)	2(45)	12(296)
方向性	2(63)	3(69)	2(67)	2(56)	2(61)	2(62)	13(378)

黒埼南小学校，大野小学校

6学級の黒埼南小学校と14学級の大野小学校を統合すると18学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
黒埼南	1(30)	1(28)	1(26)	1(18)	1(28)	1(29)	6(159)
大野	3(87)	2(64)	2(58)	2(54)	2(61)	3(83)	14(407)
方向性	4(117)	3(92)	3(84)	2(72)	3(89)	3(112)	18(566)

(8) 西蒲区

学級数(人数)

中学校					小学校				
		21年度	27年度 推計	方向性		21年度	27年度 推計	方向性	
	岩室	9(287)	6(213)	14(530)	岩室	6(206)	7(169)	13(371)	
	巻東	11(351)	9(317)		和納	10(235)	7(202)		
					漆山	9(219)	7(188)	19(593)	
					巻南	14(442)	14(405)		
	西川	11(379)	9(320)	9(320)	曽根	12(294)	10(239)	17(510)	
					鎧郷	11(250)	7(178)		
					升潟	6(150)	6(93)		
	潟東	6(198)	6(144)	9(306)	潟東東	6(123)	6(92)	11(246)	
					潟東西	6(77)	6(69)		
					潟東南	6(116)	6(85)		
	中之口	6(208)	6(162)		中之口東	7(172)	6(151)	11(257)	
					中之口西	7(181)	6(106)		
	巻西	13(458)	12(378)	12(378)	越前	5(48)	5(46)	21(682)	
					松野尾	6(117)	6(87)		
					巻北	21(660)	18(549)		
	合計	56(1,879)	48(1,534)	44(1,534)	合計	132(3,290)	117(2,659)	92(2,659)	
6校 → 4校					15校 → 6校				

* 適正規模以外の学校を太文字で記した。

* 平成27年度は，全児童生徒を普通学級として推計した。

岩室中学校，巻東中学校

6学級の岩室中学校と9学級の巻東中学校を統合すると14学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数(生徒数)

平成27年度	1年	2年	3年	合計
岩室	2(68)	2(69)	2(76)	6(213)
巻東	3(88)	3(113)	3(116)	9(317)
方向性	4(156)	5(182)	5(192)	14(530)

潟東中学校，中之口中学校

6学級の潟東中学校と6学級の中之口中学校を統合すると9学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（生徒数）

平成27年度	1年	2年	3年	合計
潟東	2(45)	2(51)	2(48)	6(144)
中之口	2(44)	2(64)	2(54)	6(162)
方向性	3(89)	3(115)	3(102)	9(306)

岩室小学校，和納小学校

7学級の岩室小学校と7学級の和納小学校を統合すると13学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
岩室	1(18)	1(22)	1(29)	1(26)	2(44)	1(30)	7(169)
和納	1(30)	1(30)	1(30)	1(30)	2(43)	1(39)	7(202)
方向性	2(48)	2(52)	2(59)	2(56)	3(87)	2(69)	13(371)

漆山小学校，巻南小学校

7学級の漆山小学校と14学級の巻南小学校を統合すると19学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
漆山	2(33)	1(32)	1(24)	1(31)	1(32)	1(36)	7(188)
巻南	2(57)	3(73)	2(64)	2(60)	3(85)	2(66)	14(405)
方向性	3(90)	4(105)	3(88)	3(91)	3(117)	3(102)	19(593)

曽根小学校，鎧郷小学校，升潟小学校

10学級の曽根小学校，7学級の鎧郷小学校，6学級の升潟小学校を統合すると17学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
曽根	2(38)	2(37)	1(36)	2(47)	1(37)	2(44)	10(239)
鎧郷	2(35)	1(26)	1(31)	1(34)	1(27)	1(25)	7(178)
升潟	1(8)	1(16)	1(16)	1(16)	1(16)	1(21)	6(93)
方向性	3(81)	3(79)	3(83)	3(97)	2(80)	3(90)	17(510)

潟東東小学校，潟東西小学校，潟東南小学校

6 学級の潟東東小学校，6 学級の潟東西小学校，6 学級の潟東南小学校を統合すると，11 学級の学校となります。

適正規模になりませんが，合併建設計画で 3 校の統合があることから，適当と考えられます。

将来的には，旧中之口村の小学校との統合も考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
潟東東	1(12)	1(9)	1(17)	1(14)	1(19)	1(21)	6(92)
潟東西	1(11)	1(12)	1(14)	1(15)	1(9)	1(8)	6(69)
潟東南	1(18)	1(5)	1(12)	1(15)	1(16)	1(19)	6(85)
方向性	2(41)	1(26)	2(43)	2(44)	2(44)	2(48)	11(246)

中之口東小学校，中之口西小学校

6 学級の中之口東小学校，6 学級の中之口西小学校を統合すると 11 学級の学校となります。

旧潟東村の小学校との統合も考える前提で 2 校統合が適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
中之口東	1(21)	1(23)	1(26)	1(21)	1(28)	1(32)	6(151)
中之口西	1(15)	1(13)	1(12)	1(22)	1(18)	1(26)	6(106)
方向性	2(36)	2(36)	1(38)	2(43)	2(46)	2(58)	11(257)

越前小学校，松野尾小学校，巻北小学校

5 学級の越前小学校と 6 学級の松野尾小学校，18 学級の巻北小学校を統合すると 21 学級の適正規模校となり，適当と考えられます。

学級数（児童数）

平成27年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
越前	1(9)	* (2)	* (4)	1(12)	1(5)	1(14)	5(46)
松野尾	1(11)	1(20)	1(10)	1(13)	1(13)	1(20)	6(87)
巻北	3(82)	3(84)	3(103)	3(88)	3(98)	3(94)	18(549)
方向性	4(102)	4(106)	3(117)	3(113)	3(116)	4(128)	21(682)

* は複式学級

参 考 資 料

(1) 諮問書	3 6
(2) 小中学校の学級数別一覧表 (平成 2 1 年度・方向性)	3 8
(3) 方向性と通学区域の広がり	4 0
(4) 小中学校通学区域概図	4 9
(5) 小学校区, 中学校区の方向性	5 1
(6) 市議会, 自治協議会の意見	5 5
(7) 学校適正配置関連法令	6 6
(8) 第 9 次新潟市立学校適正配置審議会委員名簿	6 9
(9) 審議経過	7 0

新 教 学 第 2 8 2 号
平 成 2 0 年 7 月 7 日

新潟市立学校適正配置審議会 様

新潟市教育委員会

諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

新潟市立小・中学校の適正配置について

2 理由

(1) 趣旨

新潟市教育委員会では、児童生徒数の増減にともない教育的見地に立った学校の適正配置を図るため、貴審議会に数次にわたり諮問し、その答申に沿って教育条件の改善に努めてまいりました。

平成19年4月、新潟市は政令指定都市となりましたが、学校の適正配置については旧市町村のさまざまな考え方を引継ぎました。また現在、小学校114校、中学校57校がある中で、宅地開発により児童生徒数が増加した大規模校がある一方、少子化の進展により小規模校も増加しております。

このようなことから、新潟市においてよりよい教育環境を創るため、適正配置についての基本的な考え方を定め、学校の適正配置を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

(2) 審議事項

学校適正配置の基本的な考え方について

「適正規模」と「適正配置を図る範囲と進め方」について、審議をお願いいたします。

具体的な適正配置について

「基本的な考え方」により、どのように適正配置を進めていくべきかについて、審議をお願いいたします。

(資 料)

小中学校学級数別一覧表

38 , 39 ページ

(資 料)

方向性と通学区域の広がり

40～48 ページ

(資 料)

小中学校通学区区域概図

49 ~ 50 ページ

小学校区の方向性

中学校区の方向性

51 ~ 54 ページ

(資 料)

市議会，自治協議会の意見

55～65 ページ

学校適正配置関連法令（抜粋）

学校教育法

（学校設置基準）

第 3 条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第 3 8 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（準用基準）

第 4 9 条 —————第 3 8 条—————までの規定は、中学校に準用する。

学校教育法施行規則

（学級数）

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（分校の学級数）

第 4 2 条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5 学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

（準用基準）

第 7 9 条 第 4 1 条から第 4 9 条まで、—————の規定は、中学校に準用する。この場合において、第 4 2 条中「5 学級」とあるのは「2 学級」と読み替えるものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

（学級編制）

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項———の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
 - （2）通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

新潟市立学校適正配置審議会規則(抜粋)

昭和 44 年 7 月 21 日
教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市立学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。ただし、教育委員会が必要があると認める場合は、教育委員会事務局職員以外の市職員のうちから任命することができる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、学務課において処理する。

(平 7 教委規則 3・平 13 教委規則 2・平 17 教委規則 8・平 19 教委規則 6・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第9次新潟市立学校適正配置審議会委員

任 期 平成20年 7月 1日から
平成22年 6月30日まで

区 分	役 職	氏 名	所 属
知識経験を有するもの	委 員	伊藤 直人	新潟日報社編集局 編集委員室長
	委 員	小野沢 裕子	元新潟市教育ビジョン 検討委員会委員
	副委員長 (H20.7.1～H21.11.4) 委員長 (H21.11.4～H22.6.30)	雲尾 周	新潟大学大学院准教授
	委員長 (H20.7.1～H21.10.9)	齋藤 勉 (H20.7.1～H21.10.9)	新潟大学大学院教授
	委 員	齋藤 洋一郎	(株)NHK文化センター 新潟支社長
	委 員 (H20.7.1～H21.11.4) 副委員長 (H21.11.4～H22.6.30)	畠山 満	(財)新潟経済社会リサーチ センター理事
市及び関係 行政機関の 職員	委 員	小林 恵子	味方中学校長
	委 員	杉中 宏	浜浦小学校長
市民	委 員	市川 京子	曾野木地区 青少年育成協議会会長
	委 員	上田 晋三	新潟市小中学校 PTA連合会副会長
	委 員	大野 裕子	公募委員
	委 員	坂上 たん	新通地区民生委員児童委員 協議会会長
	委 員	笹川 興司	公募委員
	委 員	登石 直文	新潟市小中学校 PTA連合会会長
	委 員	中川 薫	元新潟市小中学校 PTA連合会会長

平成22年4月現在

審議経過

	開催日	内 容
第1回	平成20年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・委員長副委員長選出 ・諮問 ・本市の現状について
第2回	平成20年 9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市の適正規模について
第3回	平成20年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市の適正規模について ・適正配置の進め方について
第4回	平成20年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模を考える視点と新潟市の適正規模について ・学校再編を考える視点と適正配置の検討基準について
第5回	平成21年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告（案）について
第6回	平成21年 4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・中間報告について
第7回	平成21年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区の方向性について
第8回	平成21年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区，東区，中央区の方向性について
第9回	平成21年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区，江南区の方向性について
視察	平成21年10月14日 平成21年10月21日 平成21年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校36校，中学校19校
第10回	平成21年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区，秋葉区，南区の方向性について
第11回	平成21年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・南区，西区の方向性について
第12回	平成21年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・西蒲区の方向性について
第13回	平成22年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の方向性について ・市議会と自治協議会の意見について ・答申(素案)について
第14回	平成22年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について